

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する お子さんの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業所を利用する皆さま

【対象者・利用料】

- 3歳クラスから5歳クラス（年少から年長）までの全てのお子さんの利用料が無償化されます。
- 0歳クラスから2歳クラスまでのお子さんについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - 0歳クラスから2歳クラスまでのお子さんの第2子半額や第3子以降無料の利用料の考え方についてはこれまでと変更ありません。
- 教材費、行事費、3歳クラスから5歳クラスまでのお子さんの給食費（主食費・副食費）などの費用は無償化の対象外となり、保護者負担となります。
 - 3歳クラスから5歳クラスまでのお子さんのうち、年収360万円未満相当世帯のお子さんと、就学前児童から数えて第3子以降のお子さんについては、副食費が免除されます。（副食費の免除の対象となる方については、別途お住まいの区の区役所民生こども課からお知らせします。）

※無償化に際して、申請等の手続きは必要ありません。

新制度幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用する皆さま

【対象者・利用料】

- 幼稚園等を利用する満3歳になった日から小学校入学前までの全てのお子さんの利用料が無償化されます。
- 教材費、行事費、給食費（主食費・副食費）などの費用は無償化の対象外となり、保護者負担となります。
 - 年収360万円未満相当世帯のお子さんと、小学校3年生から数えて第3子以降のお子さんについては、副食費が免除されます。（副食費の免除の対象となる方については、別途名古屋市無償化事務センターからお知らせします。）

※無償化に際して、申請等の手続きは必要ありません。

私学助成幼稚園を利用する皆さま

【対象者・利用料】

- 満3歳になった日から小学校入学前までの全てのお子さんの利用料（保育料・入園料）が月額25,700円まで実質無償化されます。
- 教材費、行事費、給食費（主食費・副食費）などの費用は無償化の対象外となり、保護者負担となります。
 - 年収360万円未満相当世帯のお子さんと、小学校3年生から数えて第3子以降のお子さんについては、副食費に対して、月額4,500円を上限として給付費を支給します。

**※無償化に際して、認定申請書等の提出が必要です。
お手続きは通園する園を通じて行います。**

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する皆さま

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 - 「保育の必要性の認定」は、保育の必要な事由（認可保育所等の利用と同様）に該当する場合に、名古屋市無償化事務センターに申請することで受けることができます。（満3歳児については、住民税非課税世帯のみ対象となります。）
※主な保育の必要な事由：就労、疾病等、親族介護、就学、産前産後、求職活動等
- 教育標準時間の利用に加え、**利用日数に応じて（450円×利用日数）月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化**されます。
- 利用料は利用施設にお支払いいただき、後日、上限の範囲内で名古屋市が直接費用をお支払いします。
**※無償化に際して、認定申請書等の提出が必要です。
お手続きは、通園する園を通じて名古屋市無償化事務センターが行います。**

認可外保育施設等を利用する皆さま

【対象者・利用料】

- 保育所、一定の基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない方が対象となります。
- 無償化の対象となるためには「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 - 「保育の必要性の認定」は、保育の必要な事由（認可保育所等の利用と同様）に該当する場合に、名古屋市無償化事務センターに申請することで受けることができます。（3歳未満児については、住民税非課税世帯のみ対象となります。）
※主な保育の必要な事由：就労、疾病等、親族介護、就学、産前産後、求職活動等
- 利用料はこれまでどおり利用施設にお支払いいただき、後日、上限の範囲内で名古屋市が直接費用をお支払いします。

【対象となるお子さんの年齢と利用料無償化の上限額】

お子さんの年齢区分	無償化上限額
3歳児クラス～5歳児クラス	月額37,000円
0歳児クラス～2歳児クラス (住民税非課税世帯・生活保護世帯・里親に限る)	月額42,000円

*** 預かり保育の水準が一定基準（平日8時間かつ年間200日）を満たしていない幼稚園・認定こども園を利用している場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）の範囲で預かり保育と認可外保育施設等の利用料が無償化されます。**

【無償化の対象となる認可外保育施設等】

- 無償化の対象となる施設・事業は、名古屋市に届出をした認可外保育施設、一時保育事業、病児・病後児デイケア事業、のびのび子育てサポート事業のうち、無償化のための必要な手続き（確認の手続き）を行った施設・事業となります。
※無償化に際して、名古屋市無償化事務センターに認定申請書等を郵送で提出してください。

【お問い合わせ先】

名古屋市無償化事務センター 電話：052-211-8606
住所：〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目4番13号 アイ高岳ビル9階